

熱海市橋梁定期点検業務委託

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「熱海市橋梁定期点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、熱海市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、委託者が管理する橋梁について点検を行い、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、委託者が管理する橋梁26橋を対象に行うものとする。
(別紙、対象橋梁一覧表参照)

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 静岡県業務委託共通仕様書 令和6年12月 静岡県交通基盤部
- (2) 静岡県橋梁点検マニュアル 令和2年度版 令和2年4月
静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- (3) 道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省道路局
- (4) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月
国土交通省道路局 国道・防災課
- (5) 熱海市土木施設長寿命化計画 橋梁点検マニュアル（案）平成22年11月
熱海市建設部建設課
- (6) その他 関連基準

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

(1) 計画準備

ア 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画の作成及び関連資

料等の収集を行う。

イ 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地条件、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概要を調査して記録（写真撮影含む）する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

ウ 関連機関との協議資料作成

定期点検において必要な関連機関との協議資料作成、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用して実施するものとする。

（２） 定期点検

ア 状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断）

「点検要領」（第４条第３号）に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全度の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよいものとする。なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合は、速やかに監督員に連絡する。添加物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

イ 定期点検の結果の記録とその他記録の補完

定期点検及び診断結果については、点検要領の記入例に基づきMicrosoft Excelにて点検要領の「別紙２ 点検表記録様式（その１）、（その２）」を作成し記録するものとする。別紙２の作成作業は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子媒体（Microsoft Excel）を活用して実施するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

（３） 報告書作成

点検結果の成果として、作成した資料や定期点検記録等のとりまとめを行う。これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の点検表記録様式の電子媒体（Microsoft Excel）を活用して実施するものとする。なお、Microsoft Excelで作成した点検表記録様式（その１）、（その２）については、電子媒体でも納品すること。

（主任技術者の配置及び資格）

第６条 本業務では、共通仕様書で規定する定める主任技術者を配置しなければならない。なお、本業務の主任技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

（１）技術士（総合技術管理部門：建設・鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

（２）技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

- (3) R C C M (鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- (4) 土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1 級：メンテナンス、又は、橋梁)
- (5) コンクリート診断士

なお、主任技術者は、第 7 条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

(担当技術者の配置及び資格)

第 7 条 橋梁点検は以下に示す①～④のいずれかの資格を有する者が行い、1 つの橋梁について点検から診断までを同一者が行うこと。

- ① 技術士 (総合技術監理部門：建設・鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ② 技術士 (建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ③ R C C M (鋼構造及びコンクリート、又は、道路)
- ④ 国土交通省登録技術者資格 (施設分野「橋梁」の「点検」及び「診断」を対象とする資格)

※④のうち、該当する橋種のみ診断を行うことができる資格について、点検対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

複数の点検対象橋梁がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。

上記資格を有しない者は点検補助員とする。

(安全管理)

第 8 条 受託者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

(打合せ協議)

第 9 条 打合せ協議は、4 回 (中間 2 回) 以上とし、着手時と成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

(資料の提供)

第 10 条 本業務に必要な資料 (過去の点検結果・橋梁台帳) は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第 11 条 成果品は、次に示すとおりとする。 提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A 4 版、パイプ式ファイル) | 2 部 |
| (2) 電子データ (C D—R) | 1 式 |
| (3) その他、委託者が必要とするもの | 1 式 |

(疑義)

第 12 条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。